

八尾市立幼稚園保育料等に関する条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案						
<p>第1条 略 (保育料等の額)</p> <p>第2条 保育料等の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保育料 園児1人につき子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号に規定する市が定める額として別表に定める額</p> <p>(2) 略 (保育料等の徴収)</p> <p>第3条 保育料等は、八尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定めるところにより、園児の支給認定保護者（法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）から徴収する。 (保育料の減免)</p> <p>第4条 教育委員会において特別の理由があると認めるときは、保育料を減免することができる。</p> <p>第5条 略</p> <p>附 則 略 別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1098 1137 1465 2072"> <thead> <tr> <th data-bbox="1098 1137 1257 1310">園児の支給認定保護者の階層区分</th> <th data-bbox="1098 1310 1257 1541">定 義</th> <th data-bbox="1098 1541 1257 2072">保育料の額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1257 1137 1300 1310">A</td> <td data-bbox="1257 1310 1465 1541">生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者である</td> <td data-bbox="1257 1541 1465 2072">0円</td> </tr> </tbody> </table>	園児の支給認定保護者の階層区分	定 義	保育料の額 (月額)	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者である	0円	<p>第1条 略 (保育料等の額)</p> <p>第2条 保育料等の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保育料 零</p> <p>(2) 略 (預かり保育料の徴収)</p> <p>第3条 預かり保育料は、八尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定めるところにより、園児の保護者から徴収する。</p> <p>第4条 略</p> <p>附 則 略</p>
園児の支給認定保護者の階層区分	定 義	保育料の額 (月額)					
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者である	0円					

支給認定保護者		
B	支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税が非課税である場合における当該支給認定保護者	1,500円
C	支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第1項第4号に規定する所得割を課されない者である場合における当該支給認定保護者又は同号に規定する養育里親等である支給認定保護者	2,100円
D	支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者の所得割合算額が77,100円以下である場合における支給認定保護者	7,100円
E	支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者の所得割合算額が77,100円を超え211,200円以下である場合における支給認定保護者	14,400円
F	支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者の所得割合算額が211,200円を超え	18,000円

備考

- この表及び備考第4項において「所得割合算額」とは、政令第4条第1項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等（政令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）に該当する場合におけるこの表の規定の適用については、同表

中「1,500円」とあり、及び「2,100円」とあるのは「0円」と、
「7,100円」とあるのは「1,500円」とする。

3 政令第14条に規定する負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上
いる場合の次の各号に掲げる園児に係る保育料の額は、この表の規定
にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 政令第14条第1号イ又はハに該当する園児 この表の規定により
算定される額に100分の50を乗じて得た額

(2) 政令第14条第2号イ、ロ又はハに該当する園児 0円

4 政令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等が2人以上いる場
合の次の各号に掲げる園児に係る保育料の額は、支給認定保護者及び
当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者の所得割合算額が77,100
円以下であるときは、この表及び前項の規定にかかわらず、当該各号
に定める額とする。

(1) 政令第14条の2第1項第1号イ又はロに該当する園児 この表の
規定により算定される額に100分の50を乗じて得た額（この表のB
階層又はC階層に該当する支給認定保護者に係る園児にあつては、
0円）

(2) 政令第14条の2第1項第2号イ、ロ又はハに該当する園児 0円
5 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が
要保護者等に該当する場合における前項の規定の適用については、同
項中「当該各号に定める額」とあるのは、「0円」とする。

6 月の途中において八尾市立幼稚園に入園し、又は退園し、若しくは
休園する場合の保育料の額の算定については、教育委員会が定める。

